

長崎県最低賃金

が改定されます！！

時間額

32円
UP

853 円

令和4年10月8日（土）から

● 適用範囲

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、長崎県内で働くすべて労働者とその使用者に適用されます。ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 時間額875円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額864円
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 時間額875円

● 最低賃金の対象とはならない賃金

以下の手当等は、最低賃金の対象となりません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜の割増賃金、賞与、結婚手当等の臨時支払われる賃金



あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の皆さまの生産性向上に向けた取り組みを支援する助成金です！是非ご活用ください。詳細は裏面をご覧ください。

最低賃金に関するお問い合わせは



長崎労働局労働基準部賃金室

☎095-801-0033

または

最寄りの労働基準監督署へ

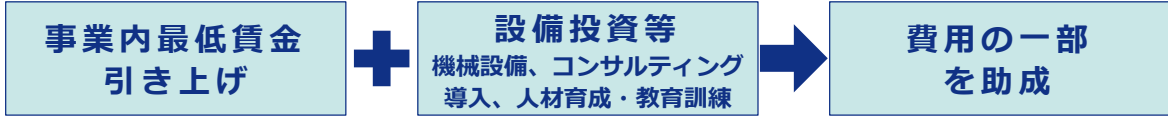


業務改善助成金

● 通常コース (申請期限：令和5年1月31日)

100人以下の事業場ごとに申請可能。

- 通常コースは、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。**事業場内最低賃金が920円未満の事業場**に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



助成額

事業場内最低賃金を、「30円コース」「45円コース」などの申請コースごとに定める引上げ額以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。

申請コースごとに、引き上げる労働者数などによる助成上限額が定められていますので、ご注意ください。

※「申請コース」については、厚生労働省ウェブサイトでご確認ください。

助成率

事業場内最低賃金	助成率	生産性要件※を満たした事業者の助成率
870円以上 920円未満	4/5	9/10
870円未満		9/10

※助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

● 特例コース (申請期限：令和5年1月31日)

101人以上の事業場でも申請可能。

- 特例コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象となる事業者（事業場） 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること

① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者

- ・比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
- ・比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期

② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者（令和4年9月1日から対象）

- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、交付申請までに引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

通常コースでは対象外の「関連経費」も助成対象になります。

助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	4/5 ※ 長崎県内の事業場の助成率です。 (他県に事業場があり、その地域最賃が920円以上の場合、助成率は3/4です)

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

● 業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 (受付時間 平日8:30～17:15) へ。

● 申請先は長崎労働局雇用環境・均等室 ☎095-801-0050 です。

● その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索

